

大 山 隱 岐 国 立 公 園  
隱 岐 地 域  
管 理 計 画 書

平成11年7月

環境庁自然保護局

山陰地区国立公園・野生生物事務所

## 目 次

第 1	管理計画区設定方針	1
第 2	隠岐地域管理計画区	2
1	管理の基本的方針	2
( 1 )	保護に関する方針	2
( 2 )	利用に関する方針	3
2	風致景観の管理に関する事項	4
( 1 )	許可、届出等取扱方針	4
( 2 )	公園事業取扱方針	8
3	地域の開発整備に関する事項	15
( 1 )	自然公園施設	15
( 2 )	一般公共施設	15
( 3 )	その他大規模開発	16
4	土地及び事業施設の管理に関する事項	16
5	利用者の指導等に関する事項	16
( 1 )	自然解説に関する事項	16
( 2 )	利用者の規制	17
( 3 )	利用者の安全対策	17
6	地域の美化修景に関する事項	17
( 1 )	美化清掃計画	17
( 2 )	修景緑化計画	17
( 3 )	その他	18
7	その他他関連事項	18
( 1 )	大山隠岐国立公園島根県連絡会議の開催	18
( 2 )	関係各種団体の指導育成	18

## 第1 管理計画区設定方針

### 1 管理計画作成方針

地域の特性を活かした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて、管理計画を作成するものとする。

- (1) 公園計画の基本に基づき、従来からの指導指針等も含めて、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、整合性のある風致景観の管理を図るものとする。
- (2) 施設の整備並びに管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図るものとする
- (3) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実・強化を図るものとする。
- (4) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行うものとする。

### 2 管理計画区区分方針

本公園は、鳥取、岡山、島根の三県にまたがる面積31,927haの公園である。自然条件、利用形態等の特性から大別すると大山・蒜山地域、三瓶山地域、島根半島地域及び隠岐地域の4地域に大別される。

大山・蒜山地域は、一つのまとまりのある山岳地域で山麓に広がるブナ林や丘陵地における草原景観に代表され、登山、スキー、自然探勝等の利用がなされている。

一方、島根県に位置する三瓶山地域は、溶岩円頂丘群からなる山群と火口原、古くから採草放牧地として利用されてきた草原地に代表され、登山、ピクニック等の利用がなされている。島根半島は海触洞門や柱状節理の発達した海岸風景に代表され、自然探勝及び磯遊び等の利用がなされている。また、島根半島沖に位置する隠岐地域は、断崖や海触崖と多数の島嶼風景に代表され、遊覧船による景勝探勝や海水浴等の利用がなされている。

このように、地理的、利用形態とも異なることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために、各地域ごとに管理計画区を設定するものとする。

なお、管理計画区の名称は次のとおりとする。

- (1) 大山・蒜山地域管理計画区
- (2) 三瓶山地域管理計画区
- (3) 島根半島地域管理計画区
- (4) 隠岐地域管理計画区

## 第2 隠岐地域管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

本地域は、島前、島後の海岸線及び道後の大満寺山系からなる地域である。

島前は、隠岐群島の南西に位置し、西ノ島、知夫里島、中ノ島の三島からなり、国立公園区域は、主に外洋側の海岸線と多数の小島嶼を含んでいる。海岸線は、国賀海岸や知夫里島の赤壁等に代表される豪快な断崖や海蝕崖が連なり、洞門や小島嶼も多く、複雑で変化に富んだ景観を呈している。また、知夫のアカハゲ山や国賀浜魔天崖の断崖上は、険しい海岸線とは対照的な牧野景観を見せている。

また、道後は、群島の北東に位置し、群島中最大の島で、国立公園区域は、海岸線と多数の小島嶼と大満寺山系を含んでいる。島前と同様に、海蝕断崖で代表され白色のアルカリ石英粗面岩の板状節理を示す白島、独特の地質構造を持つ柱状節理の海苔田鼻等の険しい海蝕崖景観や浄土ヶ浦の多島海景観などの優れた海岸景観が見られる。

このような自然状態の海岸線景観及び牧野景観を保全対象とするものとする。

##### イ 保全対象の保全方針

保全対象	概要	保全方針
1 白島海岸 (特別保護地区)	白島地区一帯は、板状流紋岩から成る最高240mからの断崖景観と、それに連続するクロマツの自然林からなっている。	断崖景観の厳正な保護に努めるものとする。
2 中村海岸 (特別保護地区)	地区一帯は、アルカリ粗面岩から成るが、岬部分は、玄武岩が残存して形成された鎧岩、琴岩等の地質的に貴重な特異景観となっている。	現在の景観を厳正に保護するため、人為による地形等の改変は認めないものとする。
3 布施海岸 (特別保護地区)	布施海岸は、大小数百の岩礁の散在する多島海を形成し、地質も多岐にわたる特異な海岸景観を呈しており、その背後地はクロマツの自然林となっている。	現在の景観を厳正に保護するため、人為による地形等の改変は認めないものとする。
4 高尾山 (特別保護地区)	高尾地区の森林は、亜熱帯性の着生植物を含む暖帯性常緑広葉樹林から成る原始性の高い自然林である。	自然の推移に任せ、人為の影響が生じないように厳正な保護に努めるものとする。
5 耳浦海岸 (特別保護地区)	耳浦の海岸は、粗面玄武岩からなる豪壮な断層海蝕崖景観を呈し、また、沖合の星神島はオオミズナギドリの繁殖地として天然記念物に指定されている。	現在の景観を厳正に保護するため、人為による地形等の改変は認めないものとする。

6 国賀地域 (特別保護地区)	国賀の断崖景観は、摩天崖を始めとする粗面玄武岩からなる豪壮な断層海崖や、大小50余の洞門、洞窟等からなり、代表的な隠岐島の景観である。	断崖については現在の景観を厳正に保護するとともに、牧野景観になっている箇所については表土の流出防止を図る等して、指定当初の景観への復元を図るものとする。
7 知夫赤壁 (特別保護地区)	知夫赤壁の断崖は粗面安山岩質玄武岩からなり、豪壮で色彩に富んだ海触景観をなしている。	現在の景観を厳正に保護するため、人為による地形等の改変は認めないものとする。
8 海中公園 浄土ヶ浦1号 浄土ヶ浦2号 代海中公園 国賀海中公園	ヨレモク、オオバモク等のホンダワラ類やアラメ、エビアマモ等が海藻景観を構成し、魚類ではスズメダイ、ウミタナゴ等が非常に多く、イシダイ等の大型のものも多く見られる。このほか、アカウニ、カメノテ、クロフジツボ等の無脊椎動物もみられる。	現在の海中の景観を厳正に保護するため指定動植物の保護、ゴミの投棄及び水質汚濁等の防止に努めるものとする。

#### ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

##### (ア) 国賀海岸地域景観保全対策の実施

摩天崖及びその上部に広がる牧野景観は隠岐を代表するものである。景観を構成していたマツ林がマツクイムシ被害により消滅し、景観への影響や表土の流出が生じて来ている。早急に谷止工施工や樹木植栽等により土壌の流出防止を図ると共に、適正な放牧管理を行い植生の回復を図るものとする。

##### (2) 利用に関する方針

###### ア 利用の特性及び利用方針

本地域は、離島地域のためアクセス手段に制約はあるが、年間約46万人の利用者がある。

海岸、崖上からの展望及び遊覧船等からの展望利用が主であるが、都万集団施設地区においては滞在型の海浜レクリエーション利用拠点としての整備が進められているほか、大満寺山系では自然回帰の森として探勝歩道等が整備されている。さらに、浄土ヶ浦、吉浦、塩浜等においてもキャンプや海水浴利用等、自然を生かした利用が行われていることから今後においても公園施設の計画的かつ積極的な整備を図るものとする。

###### イ 利用施設の整備及び管理方針

本公園の景観を特徴づけている海触地形、湾入等の自然景観の保全を図りつつ、各地域の自然の特性を活かした公園施設の計画的かつ積極的な整備を図るものとする。

###### ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用を促進し、自然に対する理解と慈しみの心を育てるため、自然解説や野外指導を積極的に行うと共に、快適で安全な利用を図るため、利用者の指導を行うものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱要領

「国立公園及び国定公園の許可届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号、自然保護局長通知。以下、「審査指針」という。)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行 為	地 区	取 扱 方 針
1 工 作 物 (1) 建築物	全 域	<p>基本方針 建築物の設置に当たっては、主要利用拠点、道路及び海上の遊覧船からの眺望に留意し、位置、規模、構造、デザイン、色彩等が風致景観に支障を及ぼすことのないよう配慮するものとする。なお、国賀、アカハゲ山等主要な牧野景観地域においては牧野関係施設以外は認めないものとする。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>ア 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>イ 色彩 ・屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き(銅板葺を含む)を用いる場合は、素地色も可とする。 ・外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>修景緑化 主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される位置にある建築物については、当該地域に生育する植物と同種の植物による修景のための植栽を行うものとする。</p>
(2) 道路	全 域	<p>基本方針 道路は風致景観及び生態系に及ぼす影響が大きいいため、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 自然環境及び風致に与える影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとする。</p> <p>イ 路線は、地形に合ったものとし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用するものとする。</p> <p>ウ 道路幅員については、地形・植生及び交通量の実態に応じた必要最小限のものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 路傍駐車場、展望台等は、必要性が認められ、かつ下記の要件を満たすものであるものとする。 (ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。 (イ) 多量の切盛土を伴わず、かつ法面が緑化されるものであること。</p> <p>イ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式のもの</p>

行為	地区	取扱方針
		<p>とし、その色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>修景</p> <p>ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化する必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面のモルタル吹き付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、可能な限りつる性植物等により緑化されることとなっているものについてはこの限りでない。</p> <p>ウ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>エ ロックネット、ロックフェンスの金属製構造物は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>オ 橋梁については金属製部分は茶色とし、コンクリート部分については灰色とするものとする。なお、海上に架かる長大橋については個別に検討し、その色彩を決定するものとする。</p> <p>カ 道路改良により廃道敷となる部分については、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。</p>
(3) 電柱、 鉄塔、 アンテナ類等	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 主要な利用拠点からの展望に支障がある場所については認めないものとする。</p> <p>イ 送電鉄塔の新設については認めないものとする。</p> <p>色彩</p> <p>ア 電柱等の色彩は、木柱はその素材色又は木材防腐剤塗布色とし、鋼管柱、コンクリート柱は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>イ アンテナ類の色彩は、灰色又は焦げ茶色とするものとする。</p>
(4) 港湾・ 漁港・ 海岸保 全施設	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 施設の設置に際しては、自然海岸の保全に留意するものとする。</p> <p>イ 海岸保全施設については、災害が発生した場所あるいは災害発生の危険性が明らかな場所以外は認めないものとする。</p> <p>ウ 施設の設置によって生じる潮流の変化が、周辺海岸や海中公園に影響を及ぼす恐れのあるものについては認めないものとする。</p> <p>工法等</p> <p>ア 護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事中は、海水の汚濁防止措置を講じるものとする。</p>
(5) その他 の工作	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア その他の工作物の設置に際しては、位置、規模、構造、色彩等が風致景観に支障を及ぼすことのないように配慮するも</p>

行為	地区	取扱方針
物		<p>のとする。</p> <p>イ 既設の浜茶屋については、今後も許可するもやむを得ないが、整理・統合する方向で指導するものとし、規模の拡大は認めない。</p> <p>ウ 自動販売機を設置する場合は、建築物の庇の下に設置するか、自然材料により外側を囲う等して風致景観への影響を軽減するものとする。</p>
(6) 工作物に関する共通事項	全域	<p>ア 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じるとともに、濁水の流出防止等自然環境の維持に配慮するものとする。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>基本方針</p> <p>主要利用拠点又は主として公園利用に供せられる道路から望見される場所にあつては、択伐法による等風致の保護に配慮するものとする。</p>
3 広告物(1) 指導標、誘導び案内板	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 乱立は避け、同一地域のもは整理するものとする。</p> <p>イ デザインは簡素なものとし、統一を図るものとする。 別添「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という)によるよう指導する。</p> <p>設置場所</p> <p>ア 眺望の妨げにならない場所であることとする。</p> <p>材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は黒色又は白色とする。 案内図には上記以外の色彩の使用を認めるものとするが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>
(2) 事業用広告物	全域	<p>基本方針</p> <p>店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとする。</p> <p>材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は黒色又は白色とする。 案内図には上記以外の色彩の使用を認めるものとするが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>

行為	地区	取扱方針
5 水面の 埋立て	全域	<p>基本方針</p> <p>ア 自然海岸での水面の埋立ては、風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいと認め、漁港区域及び港湾区域以外では認めないものとする。なお、漁港区域及び港湾区域内であっても、自然海岸及び海浜の保全に留意するものとする。</p> <p>イ 水面の埋立てによって生じる潮流の変化が、周辺海岸や海中公園に影響を及ぼす恐れのあるものについては認めないものとする。</p> <p>工法等</p> <p>ア 護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事中は、海水の汚濁防止措置を講ずるものとする。</p>

イ 普通地域にかかる取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号自然保護局長通知)によるほか、下記の指針により指導するものとする。

記

- (1) 自然海岸での突堤、護岸等の設置は極力避けるものとする。ただし、防災を目的とした工作物で、災害が既に発生した場所、あるいは、災害発生の危険性が明らかで他の方法では所期の目的が達成できない場合はこの限りでない。
- (2) 自然海岸の地先については、離岸堤及び消波ブロックを設置しないものとする。ただし、災害が既に発生した場所、あるいは災害発生の危険性が明らかで、他の方法では防災の目的が達成できない場合はこの限りでない。  
 なお、この場合であっても、海水浴場等公園利用者から望見される場所に設置する場合には、海面からの高さをできる限り低く抑える等の措置を講ずるものとする。
- (3) 水面の埋立てに当たっては、自然海岸を避ける等、風景に与える影響を極力小さくするものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (1) 車道	全域	<p>基本方針</p> <p>道路は風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいと認め、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとする。</p> <p>イ 路線は、地形に合ったものとし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用するものとする。</p> <p>ウ 道路幅員については、地形・植生及び交通量の実態に応じた必要最小限のものとする。</p>

		<p>附帯施設</p> <p>ア 車道沿線に設けられる駐車場、展望台等の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 風致景観に支障の少ない規模、位置であること。</p> <p>(イ) 多量の切盛土を伴わず、かつ法面が緑化されるものであること。</p> <p>(ウ) 清掃等管理体制が確立されていること。</p> <p>イ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式のものとし、その色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>修景</p> <p>ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化する必要がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面のモルタル吹き付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、可能な限りつる性植物等により緑化されることとなっているものについてはこの限りでない。</p> <p>ウ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>エ ロックネット、ロックフェンスの金属製構造物は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>オ 橋梁については金属製部分は茶色とし、コンクリート部分については灰色とするものとする。</p> <p>カ 道路改良により廃道敷となる部分については、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。</p> <p>残土処理</p> <p>ア 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化さ</p>
--	--	---

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>れることが確実と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じるとともに、濁水の流出防止等自然環境へ維持に配慮するものとする。</p>
(2) 歩道	全域	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、沿道の自然の改変を極力避けるとともに、洗掘、侵食の防止に努めるものとする。また、歩道以外への利用者の立入りを防止する措置を講ずるものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 駐車場及び公衆便所等の附帯施設の設置に際しては景観と調和した規模、デザイン、色彩とするものとする。</p> <p>イ 案内板、解説板、卓ベンチ等の整備を行い、快適な利</p>

		<p>用がなされるよう対応するものとする。なお、標識類については、乱立を避け、「公共標識の整備指針」に基づき統一したデザインとするものとする。</p> <p>修景緑化 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化する必要性がある場合はこの限りでない。</p>
2 宿舍	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 公園利用のための健全かつ快適な宿舍として整備を図るものとする。</p> <p>イ デザインについては、周辺の景観や既存施設との調和を考慮するものとする。</p> <p>対象 事業の対象となる宿舍は、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供する建築物のうち旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるものとする。</p> <p>規模等</p> <p>ア 高さ 建築物の最高部の高さは13m以下（煙突、避雷針、アンテナは除く）とするものとする。</p> <p>イ 建ぺい率 30%以下とするものとする。</p> <p>ウ 建築壁面線の後退距離 主として公園利用に供せられる道路の路肩からの後退距離は、10m以上とするものとする。ただし、既存建築物の後退距離が10m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保するものとする。 その他の道路の路肩及び敷地境界からの後退距離は5m以上とするものとする。ただし、既存建築物の後退距離が5m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保するものとする。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>とする。</p> <p>エ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>オ 色彩  <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</li> <li>外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</li> </ul> </p> <p>附帯施設</p> <p>ア 駐車場</p>

		<p>宿泊収容力に見合う規模の駐車場を設けるものとする。</p> <p>イ その他 従業員宿舎、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とすると共に、宿舎と調和のとれた外部意匠とするものとする。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理 ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
3 園地	全 域	<p>基本方針 展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かすとともに、景観と調和したデザイン、材質、色彩で整備を図るものとする。</p> <p>附帯施設 ア 休憩所の建物は周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。</p> <p>イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>ウ 色彩 ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</p> <p>・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いるとする場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>エ 標識類は、「公共標識の整備指針」に基づき統一の取れたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。</p> <p>オ 駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>修景緑化 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p>

		<p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理 ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。 イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
4 駐車場	全 域	<p>基本方針 整備に当たっては、地形の改変を極力抑え、利用者数に応じた適正な規模とするものとする。</p> <p>附帯施設 ア 休憩所、公衆便所等の建物は、周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。 イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。 ウ 色彩 ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。 ・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>修景緑化 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物より緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理 ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を</p>

		<p>行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
5 野営場	全 域	<p>基本方針 快適な公園利用のための野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 管理棟、炊事棟等の建物は周囲の自然環境に景観と調和したデザインとするものとする。</p> <p>イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>ウ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</li> <li>・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</li> </ul> <p>エ 標識類は、「公共標識の整備指針」に基づき統一の取れたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため案内解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>オ 駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物より緑化されることが</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>确实と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理</p> <p>ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
6 係留施設	全 域	<p>基本方針 係留施設の改修に当たっては、同程度の規模とするものとし、整備に際しては、地形の改変を極力抑えるとともに水質の保全に留意するものとする。</p> <p>施設の維持管理</p>

		<p>ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
7 給水施設	都 万	<p>基本方針 需要の増大に対し、施設の拡充を図るものとする。</p>
8 休憩所	全 域	<p>基本方針 車道、歩道、園地等との合理的な結合を考慮し、計画的な整備を図るものとする。</p> <p>デザイン 建物全体のデザインは、周囲の景観と調和するものとする。</p> <p>屋根</p> <p>ア 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>イ 色彩 ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</p> <p>外壁 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>修景緑化 建物の周囲等には必要に応じ、修景のための植栽を行うものとする。</p>
9 運動場	全 域	<p>基本方針</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について(昭和57年5月7日環自保第138号)」第1により取り扱う。</p> <p>色彩等</p> <p>ア フェンスは灰色、焦げ茶色又は緑色とするものとする。</p> <p>イ 夜間照明施設は、公園事業道路及び主要展望地から望見されない場所に設置するものとする。</p>
10 水泳場	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 自然海岸において海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に努めるものとする。</p> <p>イ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイク利用と海水浴利用との場所を別ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めるものとする。</p>

附帯施設

ア 休憩所等は周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。

イ 屋根

屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。

屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。

ウ 色彩

- ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。  
ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。

- ・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。

### 3 地域の開発整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

各地域の整備方針は次のとおりとするものとする。

- ア 西郷町白島海岸  
自然探勝を促進するための歩道や園地の整備を図るものとする。
- イ 布施村浄土ヶ浦  
散策、休憩、展望、自然解説のための施設の整備を図るものとする。
- ウ 布施村鷲ヶ峰  
大満寺山系の利用基地として展望休憩園地、駐車場等の整備を図るものとする。
- エ 西郷町塩浜  
海水浴利用者のための園地等の整備を図るものとする。
- カ 五箇村代海岸  
ロウソク岩等の奇岩や海触崖を展望するための園地等の整備を図るものとする。
- キ 海士町明屋海岸  
海水浴利用のための園地、野営場の整備を図るものとする。
- ク 西ノ島町国賀浜及び摩天崖  
主要利用拠点として園地、駐車場、広場、休憩所、園路等の整備を図るものとする。
- ケ 知夫村島津島  
ピクニックや自然散策のための、園地、栈橋等の整備を図るものとする。

#### (2) 一般公共施設

公共事業等については、円滑な事業の推進を図るため、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集、内容の把握に務め、事前の調整を図るものとする。
- イ 地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、海岸保全施設等の情報の収集、内容の把握に務め、事前の調整を図るものとする。(下図参照)

#### (事前調整手順)

事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きを必要とするものとする。

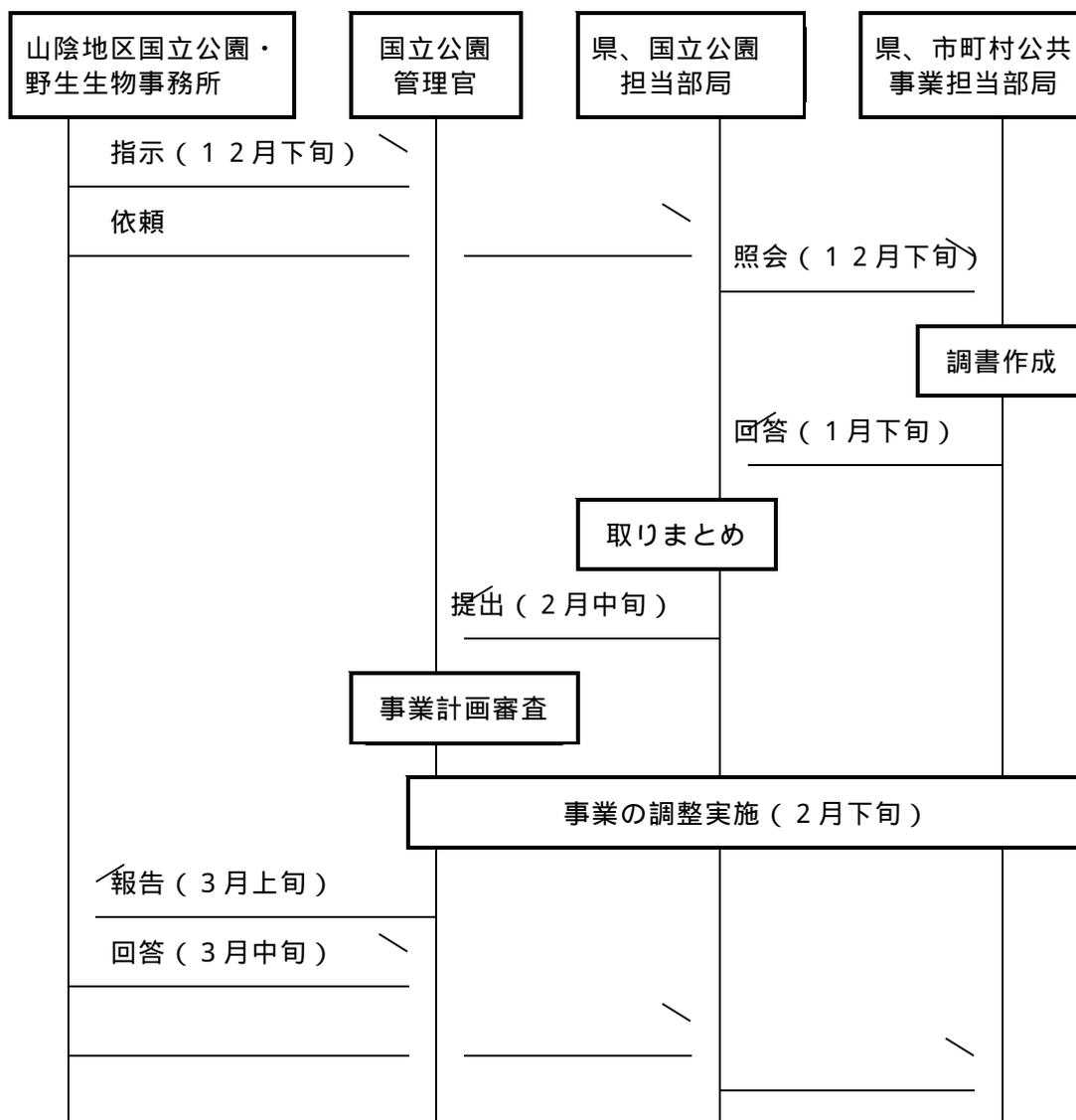
山陰地区国立公園・野生生物事務所は、府県の自然公園担当部局を通じ公共事業担当部局に対して、毎年12月末日までに次年度の事業計画について照会し、1月末日までに回答を得るものとする。

山陰地区国立公園・野生生物事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒヤリングを実施する等、公園計画との調整を図るものとする。

公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定もしくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早目に調整を行い、所定の手続きを進めるものとする。なお、自然環境保全審議会の開催は年2回(5月、10月)で、諮問案件については開催の2ヶ月前までに調整を終えているのが原則である。

- ウ 各種公共事業の実施に当たっては、必要に応じ自然環境影響調査を行うよう指導するものとする。

< 参考 公共事業事前手順フロー >



(3) その他の大規模開発

大規模な公共事業の実施にあたっては、必要に応じ当該事業が自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的な調査を行うよう指導するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 公園施設の管理

国立公園の利用上不可欠な施設であることから、安全で快適な利用が促進されるよう、施設の安全点検や清掃に努めるとともに、風致の保護上支障のないよう適正な管理を行うよう施設管理者を指導するものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

適正な公園利用を促進し、自然に対する愛情と自然保護に対する理解の心を育てるため、各利用拠点において自然解説や野外活動を積極的に行うこととし、県、関係市町村、公園事業執行者、自然公園指導員等の協力を得て、事業実施体制の整備に努めるものとする。また、海中公園地区の適正な利用をすすめるものとする。

(2) 利用者の規制

適正な公園利用と自然環境の保全を図るため、土地管理者及び関係機関等が協力して次のような利用者の誘導及び規制を行うものとする。

ア 野営場以外の場所での野営規制

植生の保全、ゴミ等の散乱、山火事の危険等を防止する観点から、野営場以外での野営禁止及び花火の使用について規制するものとする。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止対策

車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずるものとする。

ウ 指定植物等の保護

指定植物等保護保護するため、パトロール及び看板の設置等により盗採防止に努めるものとし、歩道以外への立入防止の措置を講ずるものとする。

エ 立ち売り等の規制

駐車場等における立ち売り、客引き等は公園利用及び適正な管理を阻害することから、行わないよう規制するものとする。

オ 魚釣者等の規制

魚釣者に対しては海岸の汚染防止と野鳥保護のため、テグス、釣り針、ゴミ等の投棄防止について規制するものとする。

(3) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、関係行政機関が協力して注意標識や安全施設を設けるなど、利用者の安全確保に努めるものとする。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

当地区の美化清掃体制としては、清掃活動費補助対象団体である白島・浄土ヶ浦を美しくする会、国賀を美しくする会による活動があり、白島崎・浄土ヶ浦・国賀地区を中心とする利用地域におけるゴミ収集、運搬、処理を行ってのほか、ゴミ持ち帰りの呼びかけを行っている。

今後とも、これら事業の充実を図るため、各施設管理者に対する美化思想の普及啓発に努めるものとする。

ア ゴミ持ち帰り運動の推進

関係機関が協力してゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図るものとする。

イ ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外の地区には、ゴミ箱を設置しないものとする。

ウ 車道沿線のゴミ対策

車両からの空きかん、ゴミ等の投げ捨て防止のため、関係機関等が協力して、観光パンフレット等による利用者への周知に努めるものとする。

(2) 修景緑化計画

ア 施設周辺の修景緑化計画

工作物及び事業施設が周辺の景観に馴染むよう積極的に当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて修景植栽を行うよう指導するものとする。

イ 工事跡地の緑化・植生復元の取扱

特別保護地区、第1種特別地域、極相またはそれに近い自然植生の存する地域等については、当該地域に成育する植物と同種の植物により構成される植生景観を施工後速やかに復元することを目標とし、緑化基礎工に用いる資材は、原則として自然材料を用いるよう指導するものとする。

上記以外の地域についても、当該地域に生育する植物と同種の植物により構成される植生景観の復元が望ましいが、それが困難な場合には、表土の保全を目的として、外来植物等を使用することも許容するものとする。但し、その場合にも、将来自然植生への移行が可能な工法とするよう指導するものとする。

ウ マツクイムシによる被害跡地の植生復元にあたっては国賀地域の成果をみながら指導するものとする。

(3) その他

ア 森林施業の取扱い

主要利用拠点または主として公園利用に供せられる道路から望見される場所においては風致景観上支障が生じないよう森林施業等を行うものとする。

イ 通景線の確保

主要展望地や道路からの眺望を維持するため、必要に応じて通景線を確保するものとする。

7 その他関連事項

(1) 大山隠岐国立公園島根県連絡会議の開催

島根県及び関係市町村からなる大山隠岐国立公園、島根県連絡会議を毎年1回開催し、本管理計画の実現その他公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

(2) 関係各種団の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、指導・育成に努めるものとする。